

(別紙)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）

1. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）
（注）・運搬費を含む。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）
（注）・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	① 工作物に附属するものの 取り外し	附属物取り外し工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 本体、基礎及び基礎ぐいの取り壊し		
	特定建設資材廃棄物	作業内容	分別解体等の方法
	コンクリート塊	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	アスファルトコンクリート塊	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	木材	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

（注）・分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

4. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物	施設の名称	所 在 地